

立教大学コミュニティ福祉研究所学術研究推進資金

企画研究プロジェクトⅠ（教員・学生参加型） 2024年度研究成果報告書

プロジェクト 学生代表者	学科・学年	氏 名
	コミュニティ政策学科 4 年	鬼柳 陽己
指導教員	所属・職名	氏 名
	コミュニティ政策学科特任教授	上林 陽治
研究課題	子どもの貧困・孤立と地方自治体の子ども政策	
研究年度	2024 年度	
プロジェクト 分担者	鬼柳陽己、荒川陽菜、森下夏月、堀切彩光、高橋采奈、下河邊大貴、 小山七未、米本あかり、	

プロジェクトの内容及び成果の概要

① 子どもの権利条例に関する調査

本プロジェクトでは、日本で最初に子どもの権利条例を策定した川崎市に視察に赴き（24 年 11 月）、同市の条例を参考に制定された福井県越前市、また、現在、市民参加の下で条例を作ろうとしている福井県鯖江市の取り組みを、直接視察し、関係者のヒアリングを実施した（24 年 8 月）。またメンバーの一人は、直接、小金井市に赴き、子どもの権利条例に関するヒアリング等を実施した（24 年 10 月）

・越前市でのヒアリングでは、子ども未来課の職員と「越前市子ども条例」の改正に係る課題を中心にディスカッションした。越前市条例は、「越前市のまちづくりの基本理念である協働により子どもの自立につながる取組を推進し、全ての子どもの自立を実現する」ことを目的として 2012 年 4 月 1 日から施行したが、その第 21 条で「市は、子どもに関する計画を立てるとき及び実施するときには、（中略）市民の意見が十分に反映されるよう努めます」という条文における「市民」に子どもが含まれていないという点が課題だった。すなわち同条例では、子どもは権利主体として捉えられておらず、このため越前市ではどのように子どもの権利を取り入れるのかに悩んでおり、私たち学生と意見交換を行ったものである。私たちは子どものための条例のはずが、子どもの意見が反映されないという点に疑問を感じ研究を進めた。

・全国で初めて子どもの権利条例を制定した川崎市では、子ども未来局青少年支援室青少年育成・子どもの権利担当者さんからお話を伺った。

川崎市は 20 年以上前に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定している（2001 年）。川崎市子どもの権利に関する条例は、子どもがひとりの人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるための条例で、条例案作りは子どもも参加し進められた。この条例の第 4 章 29 条では子どもを大人と同じように扱い、子どもの意見表明権を守っており、国連子どもの権利条約に沿ったものとなっている。川崎市は子どもの権利保障のための取り組みとして、子ども会議を毎月 2 回開催している。子どもたちはそこで話し合ったことを直接市長に意見表明し、子どもたちの意見を取り入れたまちづくりが行われている。また、子ども夢パークという施設は、条例をもとに作られた、川崎市が子どもへの約束を実現するための場所となっている。

② 子どもを取り巻く環境に係る調査 越前市児童養護施設「一陽」

越前市に開設されている児童養護施設「一陽」を視察し、子どもを取り巻く状況についてヒアリングした（24 年 8 月）。同調査では、虐待を受けた子どもは、心身が傷付き成長や対人関係への支障や、不安定な環境ゆえ将来の選択肢が狭まる問題がある。一陽ではケアリーバーである板谷ゆりさんにお話を伺った。ケアリーバーとは、養護施設や里親など

の社会的養護から離れた人のことであり、身分保証人や学費・家賃などの経済的問題がある。また、周りに施設にいた過去を隠し孤独を感じやすい。虐待とはその時だけの心身の痛みの問題ではなく、将来に渡り影響を及ぼす。年齢や成長段階により支援を打ち切るのではなく、継続的に関わりを持ち続けることが必要であるとの結論に至った。

③本プロジェクトの成果については、2024年11月開催のまなびあい学会の第1分科会において発表し、質疑を含めて、学会誌まなびあいに掲載する予定である。